

# 地縁団体認可申請について

## 1 認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、地方自治法（以下「法」といいます。）第260条の2第1項に規定されている、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）」であって、「地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けた団体」をいいます。

自治会や、町内会のように、一定の区域に住所を有する人が誰でもその構成員となれる団体が「地縁による団体」にあたります。

かつては、自治会や町内会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」に該当するものとして、法人格が認められていませんでした。そのため、町内会等で保有する集会所等の不動産については、町内会等の団体名義で登記することができず、代表者個人名義又は役員の共有名義とするほかありませんでした。そこで、平成3年に法が改正され、「地縁による団体」が、不動産を保有しているなど一定の要件を満たす場合には、市長の認可により法人格を取得し、町内会等の団体名義で登記ができるようになりました。

さらに、令和3年の法改正により、不動産等の保有の有無に関わらず、市長の認可を受ければ、法人格を取得することができるようになりました。

ただし、認可地縁団体となって法人格を取得しても、認可地縁団体は、従来の自治会等であったときと同様に、住民が自主的に組織して活動するものであることに変わりはありません。そのため、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を付与されたりするものではなく、市との関係はこれまでと変わりません。

## 2 認可に必要な4つの要件

「地縁による団体」が認可を得るためには、法第260条の2第2項に規定する次の要件を満たす必要があります。

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。

※ いわゆる自治会又は町内会等がこの要件を満たします。PTA、スポーツ団体等、活動目的が特定の分野に限定されている場合は、この要件を満たしません。

※ 現に地縁団体（自治会又は町内会）として活動していることが必要です。これを証する書類として、前年度の活動実績報告書等を提出していただきます。

- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ※ 区域は、当該団体の構成員のみならず他の市民にとっても客観的に明らかな形で境界が画され、規約に明記されていることが必要となります。
  - ※ 字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画すこともできます。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ※ 区域に住所を有するすべての個人が、構成員になれる旨が規約に定められており、その相当数が現に構成員になっていることが、構成員名簿により確認できることが必要です。
  - ※ すべての個人とは、「年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」を意味し、年齢、性別等の条件を構成員の資格として定めることはできません。また、入会の申込があった場合は、正当な理由なくこれを拒むことはできません。
  - ※ 入会、退会に際しては、本人の意思が会として確認できるものとする必要がありますが、本人の意思に制約を加えることは認められません。
  - ※ 相当数とは、その区域の住民の過半数が基準となります。
- ④ 規約を定めていること。
- ※ 規約については、法第260条の2第3項の規定に基づき、以下の8項目については必ず定めなければなりません。
    - ①目的
    - ②名称
    - ③区域
    - ④主たる事務所の所在地
    - ⑤構成員の資格に関する事項
    - ⑥代表者に関する事項
    - ⑦会議に関する事項
    - ⑧資産に関する事項

### 3 認可申請の基本的な流れ

#### ◇法人化の検討

法人化について地縁による団体内で協議します。



#### ◇事前準備

規約、構成員名簿を作成します。規約案を作成する際は、必ず総務課にご相談ください。



#### ◇総会での議決

申請に必要な以下の3つの事項について、地縁による団体の総会で決定します。必ず総会での決定が必要です。

- ① 地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を申請する旨の決定
- ② 認可要件に合致する規約の決定
- ③ 代表者の決定



#### ◇認可申請書類の提出

団体の代表者が、以下の申請書類を揃えて、市長に対し認可を申請します。

- ① 認可申請書（総務課に備え付けてあります。）  
認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記入します。
- ② 申請する団体の規約
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類  
※ 認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものが必要です。
- ④ 構成員の名簿  
※ 特に様式はありませんが、構成員の全員の住所、氏名を記載したものがが必要です。
- ⑤ 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動活動を、現に行っていることを記載した書類  
※ 前年度の事業活動報告として総会に提出した活動実績報告書等、自治会又は町内会としてこれらの共同活動を行ってきたことについて、過去数年分の活動内容がわかる程度の記載がされた書類が必要です。
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類  
※ 以下のア及びイの2つの書類が必要です。アに関しては、③の総会議事録に記載されている場合は、別途提出する必要はありません。

- ア 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるもの
- イ 申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるもの
- ⑦ 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（職務執行停止・代理人の有無 について参照）
  - ※ 通常は該当無しに○をしてください。
- ⑧ 区域図
  - 規約において、区域として規定した部分分かるように示した図面を提出してください。

認可申請書の提出先

瀬戸内市役所 2階 総務部総務課行政係  
電話 22-1112（直通）

## 4 認可告示後の手続について

### (1) 登記について

認可地縁団体は、法人格を得ているため、団体名義で不動産登記ができるようになります。登記手続の際に、地縁による団体証明書（市が作成する地縁団体台帳の写し）の添付が必要となりますので、総務課に証明書の交付申請をしてください。

なお、不動産登記についての詳しい手続きは、岡山地方法務局 備前支局（手続案内受付：0869-64-2770）にお問い合わせください。

### (2) 地縁による団体証明書（市が作成する地縁団体台帳の写し）の交付申請手続について

地縁による団体証明書（市が作成する地縁団体台帳の写し）は、誰でも請求することができます。必要なときは、総務課に備え付けの「地縁による団体証明書交付申請書」に必要事項を記載して申請してください。

### (3) 認可地縁団体の印鑑登録について

認可地縁団体の印鑑登録は、代表者本人が手続きを行う必要があります。登録する印鑑をご持参のうえ、総務課に備え付けの「認可地縁団体印鑑登録申請書」に必要事項を記載し、押印して提出してください。ただし、登録しようとする印鑑によっては登録できない場合もありますので、印鑑作成前に事前に

総務課にご確認ください。

(4) 認可を受けた後、告示事項に変更があった場合について

認可時の告示事項(次のア～ク)の内容に変更が生じた場合は、総務課に備え付けの「告示事項変更届出書」に必要事項を記載し、以下の必要書類を添付して提出して下さい。提出先は総務課です。

- ア 名称
- イ 規約に定める目的
- ウ 区域
- エ 主たる事務所
- オ 代表者の氏名及び住所
- カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- キ 代理人の有無
- ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

※ 必要書類

「変更があった旨を証する書類」として

- ・変更を決定した総会の議事録の写し(議長、議事録署名人の署名・押印のあるもの)
- ・代表者の変更の場合は、代表者となる旨の本人の承諾書(署名・押印のあるもの)

(5) 認可を受けた後、規約に変更があった場合について

総務課に備え付けの「規約変更認可申請書」に必要事項を記載の上、以下の必要書類を添付して、市長の認可を受けて下さい。

※ 必要書類

- ① 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ② 規約変更を総会で議決したことを証する書類(議長、議事録署名人の署名・押印のあるもの)
- ③ 新規約及び旧規約

その他、不明な点があれば、総務課までお問い合わせください。

MEMO

